

# 障がいのある方のための後見制度の支援

## 後見制度の活用と申立手続き及び相談会

障害のある方のための権利擁護として、後見制度を利用される方が多くなっています。後見制度は、ご自身の必要に応じてサポートしてくれる安心できる制度となっています。地域包括支援センターはじめ、多くの制度やサービス利用を手伝う機関が活躍されています。そこで、後見制度利用の概要と制度利用のための申立の手続きについて、具体的に説明できる機会を用意しました。また、あわせて後見制度利用に関する相談会をいたします。現在、利用は必要でないけれど将来はとお考えの方、今、手続きを知りたい方、どなたでも関心をお持ちの方はご参加ください。

日時：平成 22 年 4 月 4 日（日曜日）午後 1 時 30 分～4 時 50 分

場所：大阪府社会福祉会館 4 階 402 大阪市中央区谷町 7 丁目 4 番 15 号

（最寄駅）大阪市営地下鉄谷町線「谷町六丁目」駅 番出口 南へ 200m(地図は裏面に)

参加費は無料です。

### プログラム

13:00～	受付
13:30～	「障がいのある方のための後見制度の活用」
14:30	後見制度活用の概要について 大阪社会福祉士会相談センター
14:40～	「法定後見制度の申立て」
15:40	利用のための手続きの実務 大阪社会福祉士会相談センター
15:50～	「相談会」 任意後見制度・法定後見制度について、相談会を行います。
16:50	担当 大阪社会福祉士会相談センター スーパーバイザー

講師の都合により、一部変更の場合があります。

参加のお申込みは、FAXにて大阪社会福祉士会事務局までお送りください。（裏面使用）  
定員になり次第、締め切らせていただきます。

## 『障がいのある方のための後見制度の支援』申込み用紙

申 込 日	月 日
ご 氏 名	
参加人数	
所 属	
昼間連絡可能な電話番号	
相談を希望される方は、差し支えなければその概要をお書きください。	

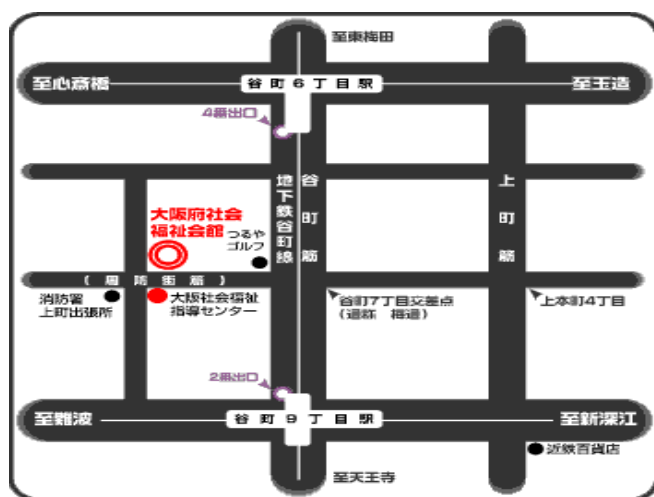
上記項目についてご記入の上、この申込み用紙にて

**06 - 4304 - 2773**までFAXでお申込みください。

申込み締め切り 3月31日(水)

定員を超えない場合は参加可能のご連絡は特にいたしませんので、直接会場においでください。

### 会場周辺図



お問い合わせ・お申込先

社団法人 大阪社会福祉士会 相談センターぱあとなあ

電話 06 - 4304 - 2772

〒540-0012

FAX 06 - 4304 - 2773

大阪市中央区谷町7丁目4番15号 大阪社会福祉会館内